

# 国内手配旅行旅行条件書

※お申込みの際は必ず印刷の上この旅行条件書をお読みください。

この旅行は手配旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と手配旅行契約を締結することになります。この宿泊プランの手配は、当社「旅行業約款（手配旅行契約の部）」及び下記の条件によりお引き受けいたします。（日本旅行及び日本旅行代理業者でお申し込みの場合）また、このご案内に記載のないことや日本旅行以外の旅行会社（日本旅行特約店等）でお申し込みの場合は、各旅行会社の「手配旅行契約約款」によります。各販売箇所に設置しておりますので、ご覧ください。当社では個人・グループのお客様とのご契約に際しまして次の料金を申し受けますのでご了承のほどお願い申し上げます。

## お申込みについて

- 当社所定の申込書に所定事項をご記入のうえ、旅行代金の30%相当額以上のお申込金をお預かりいたします。なお、お申込金は旅行代金の一部として残金お支払いの際に精算させていただきます。
- お電話によるお申込みもお受けいたします。この場合、別途申込書と申込金を当社に提出していただきます。
- 手配旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に成立するものとします。

## 旅行業務取扱料金

- ご旅行の予約手配、宿泊券類の発行に対しては旅行業務取扱料金として次の料金を申し受けます。
- 旅行取扱料金（手配旅行契約）

取扱料金	宿泊機関と、運輸機関・航空券・観光券等の複合手配旅行の場合	旅行費用合計額の20%以内（下限1,650円）
	宿泊機関を単独で手配する場合	宿泊機関1件1手配につき費用の20%以内（下限550円）（但し、同一施設に連泊の場合は1件とします。）
	J R・航空以外の運輸機関（私鉄・バス・フェリー等）を単独で手配する場合	運輸機関1件1手配につき費用の20%以内（下限1,100円）
	航空券を単独で手配する場合	1人1区間につき航空運賃の20%以内（下限1,100円）
	観光券等を単独で手配する場合	サービス機関1件1手配につき費用の20%以内（下限1,100円）

（注）「手配」とは、予約の必要のない発券のみも含みます。

（注）「観光券類の手配」とは、TDR、USJを除く、観光、入場、食事その他のサービス機関の手配をすることをいいます。

- 旅行相談料金（旅行相談契約）



15～30名	50%	20%	無料			
31～100名	70%	50%	20%	10%	無料	
101名以上	70%	50%	25%	15%	10%	無料

■ホテルの場合の一例 ※施設により異なります

申込人員	取消し料率					
	不泊	当日	前日	2～9日前	10～20日前	21日前
1～14名	100%	80%	20%	無料		
15～30名	100%	80%	20%	10%	無料	
31～100名	100%	100%	80%	20%	10%	無料

- 宿泊当日、宿泊券に記載した人員より宿泊人員が減少した場合、お泊まりになった旅館・ホテル等で「不参加証明書」を発行いたしますので発行販売店にご送付ください。この際に既に收受している旅行代金から所定の取消料を差し引き払い戻しいたします。その際に各施設の宿泊約款の料率による取消料をいただきます。

※手配旅行契約を結ぶ際には、各お申し込みの旅行会社の約款並びに旅行業務取扱料金が適用となります。また、施設の取消料につきましては、各施設の宿泊約款が適用されます。

## 免責事項

- 当宿泊プランは手配旅行です。募集型企画旅行約款及び受注型企画旅行約款で定めるところの「旅程管理責任」「旅程保証責任」「特別保証責任」は負いません。
- 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは当社はその損害を賠償する責任を負うものではありません。

## 通信契約により、旅行契約の締結をされるお客様との旅行条件

当社は、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます）のカード会員（以下「会員」といいます）より所定の伝票への「会員の署名なくして旅行代金のお支払いを受けること」を条件に、「電話、郵便、ファクシミリ、その他の通信手段」による旅行のお申込を受ける場合があります。

1. 通信契約についても当社「旅行業約款手配旅行契約の部」に準拠いたします。
2. 本項でいう「カード利用日」とは、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払又は払戻債務を履行すべき日をいいます。
3. 通信契約の申込みに際し、会員は、申込みをしようとする「旅行サービスの内容」、「出発日」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。
4. 通信契約による旅行契約は、当社らが申し込みを承諾する通知を発し、当該通知がお客様に到達した時に成立します。電話による申込みの場合は、申込みを当社が受諾した時に成立するものとします。また、郵便、ファクシミリその他の通信手段による申込みの場合は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発し、当該通知がお客様に到達した時に成立するものとします。
5. 通信契約を締結しようとする場合にあって、会員の有するクレジットカードが無効である等により、旅行代金等に係わる債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないときは、旅行の契約締結の拒否をさせていただく場合があります。

6. 当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への会員の署名なくして契約書面に記載する金額の旅行代金の支払いを受けます。この場合、カード利用日は旅行契約成立日とします。
  7. 携帯情報端末ならびにインターネット等のIT関連情報通信技術を利用して旅行申し込みをお受けする場合は旅行日程、旅行サービスの内容、その他旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面、契約書面又は確定書面の交付に代えて情報通信の技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項を提供したときは、会員の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたことを確認いたします。
  8. 会員の通信機器に前項7に係わる記載事項を記録するためのファイルが備えられていないときは、当社の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項を記録し、会員が記載事項を閲覧したことを確認します。
-